

●香川県告示第152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和2年5月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年 月 日	名 称		所 在 地	開 設 者
	変 更 前	変 更 後		
令和2年 3月1日	NP津森調剤薬局	アイン薬局 津森店	丸亀市津森町216番地3	株式会社西日本 ファーマシー
令和2年 2月1日	NP医療センター前 調剤薬局	アイン薬局 善通 寺店	善通寺市仙遊町1丁目7 番10号魚辰ハイツ1階	株式会社西日本 ファーマシー